境界問題相談センターみえの現状・活動報告

平成２６年１２月１３日

境界問題相談センターみえ
運営委員　諸岡伸亮

１　はじめに

２　センターみえの規則について

３　センターみえの特徴について
- 事前仮申出
- 相談前置
- 別席調停

４　センターみえの利用数について

５　センターみえの取扱事案について

６　センターみえのこれからの活動について
- 利用数増加に向けて
- 調停成立にむけて

７　終わりに

取扱事案１担当相談員の感想報告書

昨年、事務局からの突然の連絡により、調停の前提となる相談員を初めて経験させて頂きました。正直どう進めていいのか分からず、手探り状態で困惑の連続でした。

まず事務局より担当事件の概略を示す相談申出書が届き、この紛争事件の奥の深さ、歴史的背景、怨念、怖さ、執念、の様な概略を感じさせられ、ここは裁判一歩手前の紛争事件を取扱う機関なんだと痛感しました。

この時点で既に担当事件の恐怖的な違和感の様な嫌な予感がしていましたが、次に届いた、申出人の持参資料をみて、正直びっくりしました。まずその持参資料のボリュームですが、目を通し内容を理解するだけで　何時間、何日かかるのやらと言うぐらいの多さで、良くここまで詳細に調査したものだなと感心しました。同席頂いた担当弁護士も裁判でもここまでの資料にはならないと、驚愕されていました。

確かに法律関係の番組が面白可笑しく放映され、昔より法的権利に敏感になっている人が増えるご時世、さらにインターネットを活用し、検索できる方なら手軽に情報収集出来て、恐らくこのＡＤＲが不調に終わる可能性の高さや、次の舞台となる裁判を見通して、この様な事件の裁判等の判例、先例等を参照し、必要となりそうな証拠、資料を収集していったものと思いますが、調査士が標準的に調査する資料は勿論の事、過去の歴史的資料や相手方との経緯、経過、証拠資料の数々、ネット時代が便利な反面その恐ろしさを痛感しました。

相談とは言え、もし、自分に万が一、不十分で至らない面があれば、その鋭利な刃の矛先がこちらに向けられ、いつ何時、法廷に連れ込まれてしまうか分からない怖さ、そして日頃の業務も図面作成者として、その矛先が向けられないよう、よりいっそうの努力が必要と再認識させられる一瞬でもありました。

その恐怖と平行しながらも、相談を続ける内、申出人が思うように、ご近所どうしでささいな事でいがみ合って、長い年月を経過させているより、今後のためにも、裁判外での平和的な解決を切に望む気持ちが、痛いほど伝わり何とかしてあげたい、何とか解決に結び付けたい、たとえ一歩でも前進させてあげる事が自分にできればと思う、職業的習性が芽生え始め、今すぐ現場に行きたい、今すぐ相手方とお話しできればと、欲求の強まってくるのを沸々と感じ始め自分を自制する難しさも感じました。

理想論で現在は布石的機関であるかも知れませんが、ご近所同士のトラブル、紛争こそ法的な裁判で強制的に白黒つけるのではなく、本質であるご近所同士の理想的な円満な関係を将来的に築くためにも、今後の努力と実績を積み上げ、裁判外での円満な紛争解決を出来る機会が増える機関に　育つ事を切に願う次第でございます。

取扱事案２担当相談員の感想

自分の担当日に相談案件があるとの連絡をもらい、何をすればいいのか？と大変不安に感じ、まず相談内容をチェックし、それと併せてセンターみえのマニュアル、各書式を確認しました。

相談内容については情報が少なく、きちんと解決できるのだろうかと不安になり、依頼もされていないのに資料を調査し、現地写真を入手して自分なりに状況を把握して相談に臨んだ。が、そもそも相談の時点で解決する必要は全くなかった訳で、一般事件と同じように“何とか自分が解決しないといけない”といった、土地家屋調査士としての性分が最初から出てしまっていたように感じます。この相談では、調停へ進むべきかの判断が第一であり、相談終了、相談継続も含め今後の方向性を出すことが目的であるのだが、何を勘違いしていたのか解決方法を見出すことばかりを考えて話をしていたように思います。担当弁護士が「調停を提起する意味はあると思いますよ」と発言されてはじめて「相談なんだ」と、相談者の話をしっかり聞き、相談内容を的確に把握し、解決へ向けた次のステップへの適切なアドバイスをする場であることを改めて思い知りました。

調停回付事件として相当であるとの判断をした後は、その手順等を説明することになるのですが、たいへん混乱してしまいました。センターみえのマニュアル、各書式については、何となく理解しただけでは全くダメでした。運営委員の方に別室で待機してもらっていなかったらどうなっていたのだろうと考えるのも恐ろしい･･･。

相談を経験してみて今感じることですが、相談で導くべきは相談内容の解決ではないことがとわかっていればもう少し余裕を持って相談に臨めたと思います。また処理結果（相談終了、相談継続、調停回付等）に応じた事務処理について把握できていなかったことは大いに反省すべき点でした。私もそうでしたが、調査士の相談員はほぼ初心者なので、実践的な研修、練習のようなものがあってもいいように思いました。